

## 千葉県子どもルームにおける心身に障害のある児童等の利用に係る事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉県放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する対象児童のうち、心身に障害のある児童、医療的ケアを要する児童及びアドレナリン自己注射薬の処方を受けている、もしくは受ける予定のある児童（以下「児童」という。）の子どもルーム（以下「ルーム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (面談の実施)

第2条 児童の心身の状況を把握し、ルームでのよりよい生活環境の提供を図るため、児童及び保護者に対して面談を実施するものとする。

2 放課後児童健全育成事業の運営を事業者に委託した場合における前項の面談は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 面談は、原則として、放課後児童健全育成事業の運営を委託された事業者（以下「受託者」という。）、当該ルームの指導員及び運営相談員により実施すること。この場合において、必要に応じて関係機関の保健師等の参加を求めるものとする。ただし、面談を実施する対象児童の心身の状況から、施設改善等の措置が必要となることが見込まれる場合は、健全育成課も参加するものとする。

(2) 面談は、原則として、利用を希望するルームにおいて実施すること。

(3) 面談は、児童及び保護者並びにその家庭のプライバシーに十分配慮し、児童面談票（様式第1号）の活用及び「学校における食物アレルギー対応の手引き」（千葉県教育委員会発行）の準用により、必要最小限度の項目について状況を聴取すること。

(4) 面談を実施するときは、健全育成課長は、面談実施指示書（様式第2号）により受託者に通知すること。

(5) 面談を実施したときは、受託者は、面談結果報告書（様式第3号）を健全育成課長に提出すること。

### (補助指導員等の加配等)

第3条 健全育成課長は、面談の結果を受け、ルームにおける指導員等の配置状況や利用人数、施設の状況等を総合的に勘案し、必要に応じてルームに対する施設改善等の措置に努めなければならない。

2 受託者は、面談の結果を踏まえ、必要に応じてルームに対する補助指導員等を新たに配置するよう努めなければならない。ただし、補助指導員等を新たに配置することに伴う経費は委託料の範囲内で賄うものとし、委託料を超えて配置する必要がある場合は、事前に健全育成課と協議して決定するものとする。

3 前項に規定する補助指導員等を新たに配置しようとするときは、児童の指導等に関する知識、経験を有する者を充てるよう努めるものとする。

4 前3項の措置が必要な場合は、要綱第10条第3項の規定により、利用の開始日の指定、その他の条件を付することができる。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、児童の利用に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。ただし、改正後の様式については、平成25年4月1日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条については、平成29年4月1日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。